

## 自転車活用推進本部及び自転車活用推進本部事務局の設置について

1. 自転車活用推進法 . . . . . 1  
(平成28年法律第113号) (抄)
2. 自転車活用推進法の施行期日を定める政令 . . . . . 2  
(平成29年政令第141号)
3. 自転車活用推進本部令 . . . . . 2  
(平成29年政令第142号)
4. 自転車活用推進本部事務局の設置に関する訓令 . . . . . 2  
(平成29年国土交通省訓令第28号)

# 1. 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）（抄）

## 第四章 自転車活用推進本部

### （設置及び所掌事務）

第十二条 国土交通省に、特別の機関として、自転車活用推進本部（次項及び次条において「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自転車活用推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 自転車の活用の推進について必要な関係行政機関相互の調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関する重要事項に関する審議及び自転車の活用の推進に関する施策の実施の推進に関すること。

### （組織等）

第十三条 本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもって組織する。

2 本部の長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもって充てる。

3 自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務大臣
- 二 文部科学大臣
- 三 厚生労働大臣
- 四 経済産業大臣
- 五 環境大臣
- 六 内閣官房長官
- 七 国家公安委員会委員長
- 八 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国務大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

4 前三項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 2. 自転車活用推進法の施行期日を定める政令（平成29年政令第141号）

自転車活用推進法の施行期日は、平成二十九年五月一日とする。

## 3. 自転車活用推進本部令（平成29年政令第142号）

（自転車活用推進本部長）

第一条 自転車活用推進本部長は、自転車活用推進本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

（資料の提出等の要求）

第二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第三条 本部の庶務は、国土交通省道路局参事官において処理する。

（本部の運営）

第四条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、自転車活用推進本部長が本部に諮って定める。

附 則

この政令は、自転車活用推進法の施行の日（平成二十九年五月一日）から施行する。

## 4. 自転車活用推進本部事務局の設置に関する訓令（平成29年国土交通省訓令第28号）

（設置）

第1条 道路局に、第1条 自転車活用推進本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 事務局は、自転車活用推進本部の運営に関する事務をつかさどる。

(組織)

第3条 事務局に、事務局長、事務局長代理1人、次長若干人その他所要の局員を置く。

2 事務局長は、事務局の所掌事務を総括する。

3 事務局長代理は、事務局長を助け、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 次長は、事務局長及び事務局長代理を助け、事務局の事務を整理する。

5 次長は、非常勤とすることができる。

(雑則)

第4条 この訓令に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この訓令は、平成29年5月1日から施行する。